

春日野地域下水道事業計画の概要についての住民説明会における主な質疑応答

実施日 令和6年6月2日（日）10:30～11:45

会場 春日野体育館

参加者 約70人

主な質疑応答

項目1「春日野地域下水道事業の概要」について

特になし

項目2「事業計画区域の概要」について

問. コミュニティ・プラントから公共下水道に事業転換することで何が変わるのか。

答. 施設の改築等を行うまでは、既存の施設を使用しますので、特に変化はありませんが、施設の設置根拠となる法律が廃棄物処理法から下水道法に変わりますので、同じ施設を使用する場合においても、施設管理者の資格や処理水の検査項目などが変更・追加されます。

問. 下水道施設の耐用年数の基準に対し、事業計画の進み具合はどのようになっているのか。

答. 春日野地域下水道は、下水道施設の対応年数である50年を経過していることから、今後、ストックマネジメント計画を策定する中で、施設の活用方法も含めた整備方法を具体的に検討することとしています。

問. 西春日野団地と春日野団地の排水について、利用者からみてどちらが利用しやすい（使用料が安い）状況になっているか。

答. 月に20立方メートルの水道を使用した場合における年間の下水使用料で比較しますと、春日野地区は約25,000円、西春日野は約42,000円となっており、約17,000円の差がございます。

問. コミュニティ・プラントから公共下水道に変更した場合、今ある施設はそのまま使えるのか、それとも全面的に更新しなければいけないのか。あるいは、使えるものは使うという考えなのか。

答. 事業転換した後、処理場の耐震診断を行い、ストックマネジメント計画を策定する中で、施設の有効活用も含めた整備方針を定めることとしておりますので、現時点は、既存の施設の活用方法はまだ決まっておりません。

問. 国の交付金の交付率はどれくらいか。

答. 国土交通省の交付金は、事業費のおおよそ2分の1の交付が受けられる見込みです。

問. 施設の品質や機能は、今のコミュニティ・プラントと公共下水道とでは変わらないのか。それとも全く新しい機能を追加するのか。

答. 下水の処理方式は、国土交通省方式で実施する場合も環境省方式で実施する場合も同じで、春日野地域にとって最適な処理方法を採用したいと考えております。
なお、現在のコミュニティ・プラントは、長時間エアレーション法という処理方式を採用していますが、事業計画案において検討しているのは、狭い敷地面積でも改築が可能な「オキシデーションディッチ法」という方式でございます。

問. 合併処理浄化槽設置エリアに住んでいる者ですが、下水道へ接続は強制なのでしょうか。できれば、現状のとおりとできないでしょうか。

答. 下水道法及び建築基準法において、公共下水道に接続が可能になる(供用開始する)と排水設備工事及び改造工事を行うことが義務付けられています。また、本市の下水道条例では、「公共下水道の供用開始の日から遅滞なく当該排水設備を設置しなければならない」と規定しており、公共下水道に接続が可能になったときは、下水道を使用しているかどうかにかかわらず、早めの接続をお願いしております。
前回の住民説明会時に、都市計画決定の手續に関連して、黄色のエリアの部分の皆様も含めて整備する計画であることをご説明させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

問. 管渠の更新について、本管はどのように工事をされる予定か。生活に影響が出ないか心配される。

答. 本日は、技術職員が出席していないため、確かなことは申し上げられませんが、本管は道路の真ん中ではなく端に敷設しておりますので、道路を全面通行止めにするようなことはないかと考えておりますが、工事を実施する際は、住民の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。

問. 事業費に対する国からの補助金が2分の1あるとの説明だが、県から補助金は出ないのか。

答. 今のところ、県の補助金はございません。

問. 宅内工事について、配管を修繕しなければいけないのかどうかは、個人で判断するのか。

答. 宅内の設備は個人の財産ですので、各ご家庭でご判断をいただき、耐用年数などを参考に必要に応じて改修工事をしていただくこととなります。なお、市では、工務店を指定していますので、指定された工務店に工事をお願いしております。

問. 工事する際に、水道が使用できないということがあるのかどうか。

答. 工事の際に水道が使えないことがあるのかとのご質問について、水道が使用できないということはあってはならないと考えておりますので、そのあたりについては十分に配慮して工事を行いたいと考えております。

項目3「事業計画案の概要」について

問. 令和7年度に下水処理センターの耐震診断を行う予定と説明があったが、管路についても耐震診断を行うのか。液状化や津波浸水被害の心配があり、そうした地震津波対策についても計画に含めてほしいと思うが、いかがか。

答. 耐震診断は、処理場のみを予定しています。管渠については、おそらく耐震性は備わっていないと思われます。管渠を改築するに当たっては、事前に全ての管渠の耐震性の有無の調査はせずに、対策を講じていくことになるのではないかと考えておりますが、工事のことについては、改めてご説明をさせていただく機会があると思っておりますので、現時点においては、明確にお答えすることができません。

問. 管路工事は、道路工事も含めたような大きな工事になると思う。我々住民にしてみると、下水道だけではなく、雨水の排水路や高齢者が歩きやすいような歩道環境も含めて整備されるのが望ましいと考えるが、所見を伺う。

答. 環境保全課では、春日野団地の外周を流れている水路も管理しており、1週間前の大雨時も駆け付けたところでした。大雨が降ると、水草などでスクリーンが目詰まりして水位が高くなり、春日野地域の皆様にはご心配をおかけしております。下水道を整備する際には、道路に敷設している水道管なども併せて工事の方が効率的で、住民の皆様のご負担も軽減されるところと考えており、関係する課とも連携して対応してまいりたいと考えております。

問. 事業スケジュールについて、下水処理場に5年かかり、令和16年度から管渠に取りかかる計画となっているが、南海トラフ巨大地震発生の可能性もあるので、処理場と管渠を平行して工事すれば、5年は縮められると思う。できるだけ早いスケジュールで工事を消化できないか工夫してほしい。

答. 現在の計画案では、処理場の建設工事が終わった後に管路の工事を行うこととなっています。確かに、並行して工事を進めることで、工期は短くなりますが、そのときに多額の費用が発生するため、財政面や人的問題も考慮しながら進めていく必要があります。今後、庁内で検討を重ね、可能な限りご要望に応えられるよう進めてまいりたいと思います。

項目4「下水道使用料」について

問. 来年の4月に公共下水道が変わったら、料金は変わるということなのか。

答. 公共下水道が変わるのは、事業転換する来年4月1日を予定しておりますので、その時点で公共下水道が変わります。それに伴い、下水使用料も、来年4月以降に確定する分から公共下水道使用料として納付書をお送りさせていただくこととなります。使用料につきましては、現在、阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会にご審議をいただいております。現時点におきましては、まだ決まっておりませんので、申し上げることができません。

問. 来年に事業転換するのに、まだ決まっていないというのはおかしいのではないか。住民にとっては重要なことだと思うのだが、大体いつ頃に決まるのか。

答. 阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会から答申をいただき、市において使用料の案を定めて、条例案を市議会に提出し、議会の議決を経て決まります。

問. 審議会で使用料が決定したら、住民に周知してもらえるのか。

答. 使用料は、議会の議決を経て決まりますので、決まった段階で広報させていただく予定としております。

項目5「受益者負担金」について

問. 富岡地区の「1平方メートルあたり700円」の積算根拠を教えてください。

答. 1平方メートルあたり700円というのは、打樋川処理区の富岡地区80.8ヘクタールの受益者負担金でございます。その700円の根拠は、全体事業費から国の補助金を差し引いた残りの2分の1の事業費は、市債を財源としております。この市債について、全額を借入できる場合と95パーセントを借入できる場合とがあり、残りの5パーセント部分を皆様からの受益者負担金として徴収させていただいております。参考までに、富岡地区の場合で申し上げますと、全体事業費から国の補助金を差し引いた残りの市の負担額が11億1,630万円で、そこから交付税算入の10億6,040万円の2分の1を引いた額を、富岡地区の面積808,000平方メートルで割ると、1

平方メートル当たり 725 円となります。阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会の答申により、受益者負担金は1平方メートル当たり 700 円と定めております。春日野処理区につきましては、事業費を算出してみないとわかりませんが、富岡地区と同様の方法により算出し、審議会からの答申を経て決めることになると考えております。

問. 受益者負担金は、現在下水道を使用している人は発生しないと書かれていますが、公共下水道に変わった際に発生するということであれば、処理場が完成した段階なのか、それとも管路の整備が終わった時点なのか、どちらか。

答. 受益者負担金につきましては、現在、下水道を使用されている方につきましては、ご負担いただかない方針としております。